

第十六号議案

江戸川区長及び副区長の給料等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月十四日

提出者

江戸川区長

斎

藤

猛

江戸川区長及び副区長の給料等に関する条例の一部を改正する条例
江戸川区長及び副区長の給料等に関する条例（昭和二十六年四月江戸川区条例
第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「種類」を「種目」に、「車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度
料及び旅行雜費」を「その他の交通費、宿泊費、宿泊手当、渡航雜費及び死亡手
当」に改める。

別表(一)区長の項中「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百
十四号）」を「国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六
号）及び国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号）」に
改め、「中その他の者」を削り、同表副区長の項中「国家公務員等の旅費に
する法律」を「国家公務員等の旅費に関する法律施行令及び国家公務員等の旅費支
給規程」に、「指定職の職務にある者」を「指定職職員等」に改める。

付 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

伴
い
た
し
ま
す。
国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の改正等に
いたします。